



# TOBU BUS GROUP NEWS RELEASE

〒131-8508 東京都墨田区押上 2-18-12  
東武バス株式会社 経営企画部 総務担当  
TEL:03-3621-0102 FAX:03-3621-5313  
ホームページ: <https://www.tobu-bus.com/>

2023年6月13日

## 東京都特別区内・埼玉県内における 路線バス（乗合バス）の運賃改定について

東武バス株式会社  
東武バスセントラル株式会社  
東武バスウエスト株式会社

東武バスグループの東武バスセントラル株式会社(本社:東京都足立区、社長:岩田敏之)、東武バスウエスト株式会社(本社:埼玉県さいたま市、社長:金井応季)では、埼玉県内(3月3日申請)および、東京都特別区内(3月28日申請)における乗合バス運賃の上限運賃変更認可申請に関し、本日(6月13日)、国土交通省より認可を受けましたので、以下のとおり運賃改定を実施いたします。

日頃より、ご利用いただいておりますお客様には、何卒事情をご賢察のうえご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 改定内容

- ① 改定実施日 2023年7月22日(土)
- ② 対象路線 東京都特別区内・埼玉県内の全路線
- ③ 運賃比較表

#### ・東京都特別区内

普通運賃 (初乗り運賃)	現行運賃		改定後(実施)運賃 ※1		上限運賃 ※2	
	現金	IC	現金	IC	現金	IC
	220円	220円	230円	230円	240円	240円
同 定期券 (通勤1か月)	9,900円		10,350円		10,800円	

#### ・埼玉県内

普通運賃 (初乗り運賃)	現行運賃		改定後(実施)運賃 ※1		上限運賃 ※2	
	現金	IC	現金	IC	現金	IC
	180円	178円	200円	200円	220円	220円
同 定期券 (通勤1か月)	8,100円		9,000円		9,900円	

※1 実施運賃は、認可が得られた上限運賃の範囲内で実施する、実際にお客様から収受する運賃額です。

※2 上限運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される、バス事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。

#### ④ 主要区間の運賃

##### ・東武バスセントラル株式会社管内

区 間	片道運賃				定期券(通勤1か月)	
	現行運賃		改定後運賃		現行	改定後
	現金	IC	現金	IC		
吉川駅北口～吉川きよみ野	190円	189円	210円	210円	8,550円	9,450円
草加駅東口～八潮団地	250円	242円	270円	270円	11,250円	12,150円
川口駅東口～草加駅西口	300円	294円	320円	320円	13,500円	14,400円

##### ・東武バスウエスト株式会社管内

区 間	片道運賃				定期券(通勤1か月)	
	現行運賃		改定後運賃		現行	改定後
	現金	IC	現金	IC		
川越駅東口～神明町車庫	200円	199円	220円	220円	9,000円	9,900円
大宮駅西口～シティハイツ三橋	210円	210円	240円	240円	9,450円	10,800円
志木駅東口～富士見高校	300円	294円	310円	310円	13,500円	13,950円

※ 改定金額の幅については、10円～70円となりますが、据え置きとなる区間もございます。

※ 今回の運賃改定においては、全ての区間で現金・IC 同額の10円単位運賃となります。

※ 運賃改定により、お手持ちの金額式 IC 定期券の設定金額より片道運賃が高くなった場合、お支払い時に差額分をチャージ残額より引き去りいたします。(例：180円区間が200円区間に改定した場合、改定日以降は自動的にチャージ残額より差額の20円を引き去りいたします)  
金額式 IC 定期券の取扱い等につきましては、ホームページをご参照ください。

#### 2. 改定理由

弊社グループでは、当該地区における乗合バス運賃を、1997年の改定以来(消費税率改定によるものを除く)、26年間もの長期にわたり変更することなく、事業を継続してきました。

しかしながら、事業環境は大きく変化しており、少子高齢化や鉄道新線・新駅の開業にともなう移動手段の多様化に加え、コロナ禍以降、「新しい生活様式」の定着により、輸送人員は大幅に減少し、収入は極めて厳しい状況にあります。

さらに、人件費や燃料費の増加とともに、深刻な運転士不足に対する要員の確保や、安全輸送に取り組むための設備投資による経費の増加が見込まれます。

このような厳しい事業環境においても、さらなる経営改善に努めるとともに、公共交通事業者として「安全・安心」を確保し、安定的にバス事業を継続していくために運賃改定を実施するものです。

#### 3. 改定後の運賃について

各路線の改定後の運賃につきましては、弊社ホームページ内の「運賃・距離証明書発行」ページにて、6月22日より検索いただけます。(検索開始日が変更となる際は、あらためてホームページにてご案内いたします)

また、その他のご不明点等につきましては、近隣の東武バスグループ各事業所へお問い合わせいただきますようお願いいたします。各事業所の一覧はホームページをご覧ください。

#### 【URL】

○「運賃・距離証明書発行」ページ：<https://transfer.navitime.biz/tobubus/pc/fare/Top>

※ 改定後の運賃を確認する際は、検索条件の日付を「7月22日」以降に設定のうえ、検索いただきますようお願いいたします。

○東武バスグループ事業所一覧：<https://www.tobu-bus.com/pc/office/>

以 上

【このリリースに関するお問合せ先】

東武バス株式会社 経営企画部(総務担当)岡本・渡邊・金子 ☎03-3621-0102